

納付金（前期高齢者納付金（後期高齢者支援金等）の高負担と保険給付費の高水準により） 4年連続の赤字予算 （積立金より5億6千万円を取り崩す）

一般勘定

予算総額48億5、165万円（前年度予算に比べ100・5%）
経常収支（実質的な収支）は4億9、647万円の赤字
（前年度予算に比べ7、474万円の増）

▼主な収入源である保険料収入は41億4、366万円と、前年度予算に比べ6、383万円の減少、経常収入においても前年度予算に比べ5、995万円の減少を見込んでおり、支出面における納付金の高負担と保険給付費の高水準により、繰入金として別途積立金から5億6千万円を取り崩すこととなりました。

▼みなさんの病気やけがの医療費にあてられる保険給付費は、前年度予算に比べ2、221万円の減少となっていますが、納付金が前年度予算に比べ、101・4%となっており、赤字予算の主要因といえます。

▼保健事業費においては、引き続き特定健診・特定保健指導の実施に備えた費用や「健康モリナガ21」への取り組みを中心に事業の充実を図るため、被保険者1人当たりで2万4、7

07円、前年度予算に比べ103・9%となっています。以上により、21年度予算は経常収支差引で4億9、647万円の赤字となりました。そのため、積立金から5億6千万円の繰り入れを行い、収支のバランスをとっています。

主な特徴点

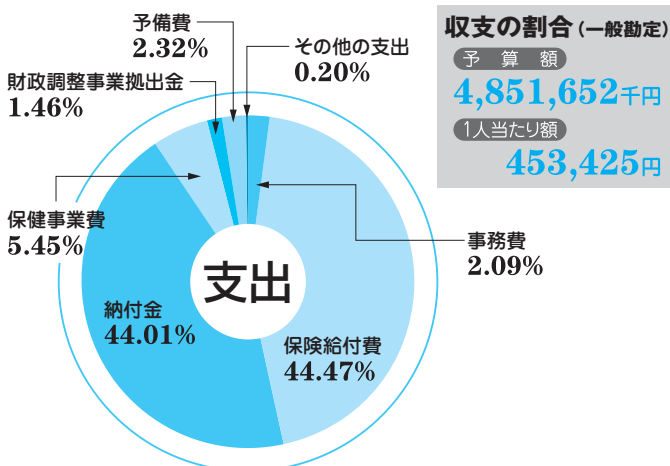
- ①収入のほとんどを占める保険料収入は、前年度予算に比べ約98・5%となった。
 - ②保険給付費（医療費）は高水準が続いている。
 - ③納付金は前年度予算に比べ、101・4%となった。
 - ④保険給付費と納付金の合計で103・6%と上昇した。
- 以上の状況などにより、4年連続の赤字予算となった。

当健保組合の平成21年度の予算と事業計画が、去る2月27日に開催された第187回組合会において承認・可決されましたので、その概要についてお知らせいたします。

本年度は納付金の高負担と保険給付費の高水準により、積立金から5億6千万円の繰り入れを行う結果となりました。

具体的には、予算総額（一般勘定）48億5、165万円、実質的な経常収支で4億9、647万円の赤字予算となりました。

またこの先についても、2年目を迎える特定健診・特定保健指導などの支出増加が多く、引き続き財政体質の改善は重要な課題といえます。



平成21年度収入支出予算概要表

一般勘定

収入

科 目	予算額(千円)	被保険者1人当たり額(円)
保 険 料	4,143,663	387,258
国庫負担金収入・他	1,783	167
調整保険料収入	70,753	6,612
繰 入 金	560,001	52,337
国庫補助金収入	1,556	145
財政調整事業交付金	49,014	4,581
雑 収 入	24,882	2,325
合 計	4,851,652	453,425

支出

科 目	予算額(千円)	被保険者1人当たり額(円)
事 務 費	101,331	9,470
保 険 給 付 費	2,157,612	201,646
法 定 給 付 費	2,070,864	193,539
付 加 給 付 費	86,748	8,107
納 付 金	2,135,000	199,533
前期高齢者納付金	853,000	79,720
後期高齢者支援金	862,000	80,561
病床転換支援金	1,000	93
退職者給付拠出金	224,000	20,935
老人保健拠出金	195,000	18,224
保 健 事 業 費	264,361	24,707
財政調整事業拠出金	70,753	6,612
予 備 費	112,497	10,514
そ の 他	10,098	943
合 計	4,851,652	453,425

経 常 収 入 合 計	4,171,880千円
経 常 支 出 合 計	4,668,352千円
経 常 収 支 差 引	▲496,472千円

介護勘定

収入

科 目	予算額(千円)	介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たり額(円)
介 護 保 険 収 入	332,507	62,737
繰 入 金	15,000	2,831
雑 収 入	2	0
合 計	347,509	65,568

支出

科 目	予算額(千円)	介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たり額(円)
介 護 納 付 金	344,897	65,075
介 護 保 険 料 還 付 金	2,612	493
合 計	347,509	65,568

介護勘定

予算総額3億4、751万円(前年度予算に比べ98.5%)

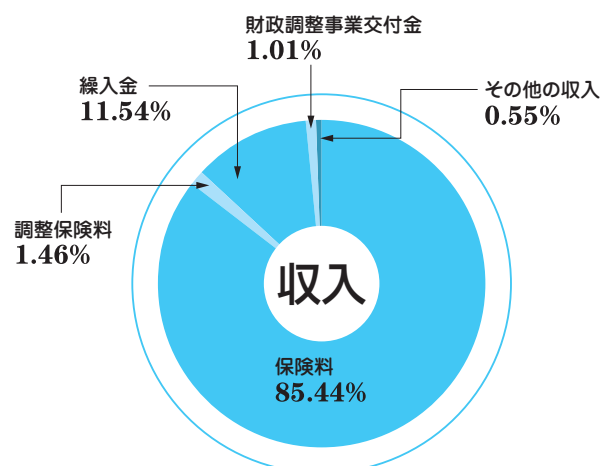
主な特徴点

① 保険料率改定

介護勘定の収入は、第2号被保険者である40歳以上65歳未満の被保険者から徴収する介護保険料収入が、前年度予算に比べ1、492万円減の3億3、251万円を見込んでいます。一方の支出は、社会保険診療報酬支払基金を通じて市区町村に納める介護納付金が3億4、490万円を計上しており、前年度予算に比べ285万円の減少となっています。また、準備金の保有率が高くなってきていることから、繰入金として1、500万円を収入計上しました。以上のことから、介護保険料率を千分の10.4から、千分の10.0に引き下げました。今後とも、適切な保険料収入・納付に努めてまいります。

・従来：千分の10.4(事業主・被保険者で折半)
 ・改定：千分の10.0(事業主・被保険者で折半)

② 法定準備金の積み立ては、すでに積み立て基準(介護納付金の過去3年間の1カ月分平均額)をクリアしているので、本年度も積み立てしないことで保険料率を算定。



平成
21年度

保健事業のあらまし

当健保組合では、平成21年度の健康づくり事業を次のとおり実施いたします。

本年度「健康モリナガ21」は8年目を迎えますが、引き続き「ハビット」を中心に、

疾病の第一次予防として、生活習慣の改善による「生活習慣病の予防」と、

第二次予防として人間ドック・脳ドックによる「早期発見と早期治療」を重点に展開してまいります。

本年度の 特徴点

- 1 **特定健診・特定保健指導**を継続実施します。
40歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者が対象です。
- 2 機関誌『**けんぼモリナガ**』を年3回発行(定期2回・臨時1回)します。
- 3 「**ホームページ**」の拡充を図ります。
当健保組合の事業内容周知強化ならびに申請書等の提供サービスを実施します。
- 4 生活習慣改善キャンペーン「**ハビット**」を継続実施します。
参加率向上を目指します。
- 5 「**人間ドック・脳ドック**」「**郵送検診**」(メタボリックシンドローム・生活習慣病)を強化的に継続実施します。
- 6 「**ハローエンゼル健康相談**」(電話による健康相談)を継続実施します。
- 7 「**無料歯科健診**」の利用を呼びかけます。
法定健診対象外となっている歯科健診の受診推進対策として継続実施します。

1 特定健診・特定保健指導

- ① 40歳以上75歳未満の被扶養者を対象に、最寄りの医療機関を利用して特定健診を実施します（被保険者は会社の法定健診および人間ドックデータで代用することになります）。
- ② 特定保健指導については、エリアを拡大して実施します。

2 保健指導宣伝事業

- ① 機関誌「けんぼモリナガ」の配布（年3回発行、定期2回・臨時1回）
きめ細かな情報を提供していきます。
- ② 健康づくり運動「健康モリナガ21」の推進

- (i) ポスター（改訂版）を作成および事業所を訪問し、運動の啓蒙を図る。
- (ii) 事業主主催の「健康づくり教育」実施の促進（随時）
- (iii) 第8回生活習慣改善プラン「ハビッツ」の実施（10～11月）
これまでどおり全員参加の取り組みとします。
- (iv) 「ハローエンゼル健康相談」（電話による健康相談）の継続実施（通年）
- (v) 禁煙パッチ費用補助（禁煙支援のため禁煙パッチ代を1万円補助）の継続実施（通年）

(vi) 育児雑誌の配布

出産第一子のみを対象として継続実施

3 保養施設事業

- 直営保養所「山中湖保養所」（レイクピアエンゼル）の運営
- 唯一の直営保養所です。家族・友人等と一緒にぜひご利用ください。

4 疾病予防事業

- ① 人間ドック（日帰りドック）の実施（年1回、4月～平成22年2月）
本人・家族とも30歳から受診できます。
☆人間ドックの結果表は、直接、健診機関から健保組合へも送付されます。
また、人間ドックの結果を事業主が実施する法定健診に代えることができます。その場合は、結果表が届きましたら写しを健康管理室または事業所担当者へ提出してください。
- ☆「人間ドック利用申込書」の記入にあたっては、事業所名・所属を正確に記入されますようお願いいたします。
☆受診期間は、4月から翌年2月までですが、できるだけ12月頃までに受診するようにしてください。
- ☆利用料金（受診者負担割合）
被保険者（本人）
・日帰りドック契約料金の15%

被扶養者（家族）

・日帰りドック契約料金の20%

② 脳ドックの実施（オプション）

本人・家族とも40歳以上5歳刻みごと（40・45・50……歳）の節目年齢に該当する方が受診対象となります。

☆人間ドックとのセット受診となり、脳ドックのみの受診は不可です。

☆利用料金（受診者負担割合）
被保険者（本人）・被扶養者（家族）
・脳ドック契約料金の50%

③ 郵送検診（メタボリックシンドローム・生活習慣病、大腸がん検査、子宮頸がん検査）の実施（4月～平成22年1月）

家族で21年度に人間ドックを受診されない方が対象となります。

☆受診方法は、申込者のご自宅に検診用キットが届くので、それにより指先から1滴の血液を採取し、その検体を宅急便で返送してください。後日、結果がご自宅に届けられます。

☆検査内容および利用料金は、本誌封入のリーフレットでご確認ください。

☆無料歯科健診（通年）
本人と家族が対象となります。健診を希望される場合は、直接、「歯科健診センター」（歯科健診業務委託先機関）に予約を行ったうえで、勤務先やご自宅の近隣の提携歯科医院にて受診してください。健診にかかる費用の負担はありません。また、健診後、治療などを要する場合、健診を受けた歯科医院での受診の強要はありません。

☆詳しくは当健保組合のホームページをご覧ください。

5 福祉事業（通年）

- ① 「介護機器の購入・レンタル費用の補助」
在宅で介護を必要とする高齢者および介護をする家族を経済的に支援する制度です。介護ベッド、車椅子等の在宅介護機器用品の購入・レンタル費用の補助として、年間10万円を限度に、購入価格またはレンタル価格の50%を補助します。
- ② 「高額医療費にかかわる資金の貸付」
思わぬ疾病により高額な医療費が発生した場合、医療費の一部を無利子で貸付します。貸付額は高額療養費見込額の9割です。
- ③ 「出産費にかかわる資金の貸付」
出産にかかわる当座の資金として38万円を無利子で貸付する制度です。
☆産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合は35万円です。

6 家庭常備薬の斡旋

（年2回、4～6月・9～11月）

従来行っている家庭常備薬の特価斡旋を、引き続き行います。本誌封入のリーフレットをご確認ください。

「特定健診・特定保健指導」の継続実施について

平成21年度 当健保組合の取り組み

平成20年4月より、新たな法律（高齢者医療法）に基づき、「40歳以上75歳未満の被保険者と被扶養者（家族）は全員、年に一度、健診と必要に応じた保健指導を受けること」となっています。

平成21年度の当健保組合は、次のような取り組みを進めています。

「特定健診」

被保険者の方は、従来どおり会社（事業所）で健康診断（法定健診）を受診されている場合、改めて特定健診を受診する必要はありません。また、人間ドックを受診して法定健診に代用されている方も同様です。

被扶養者（家族）の方は、「健康保険組合連合会」と「代表健診機関団体」との**集合契約**を利用し、受診していただく予定です。

その際、医療機関に提出する「受診券」を当健保組合にて発行し、平成21年6月初旬（予定）にダイレクトメールにて発送します（この受診券を健診機関に提出することにより健診費用は無料となります。健診費用は当健保組合で負担しますが、交通費等は自己負担となります）。
なお、人間ドックと特定健診の両方を受診することはできません。

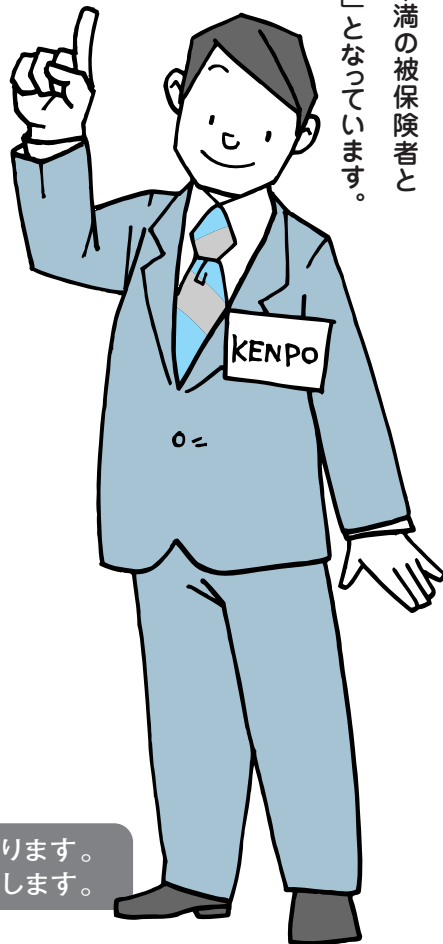
「集合契約」とは？

全国各地に居住する健康保険組合の被扶養者（家族）が、地元など身近な医療機関にて受診できるように健診などの機会を確保すること、個々の契約等の事務簡素化を図ることを目的とする契約です。

「特定保健指導」

それぞれの健診数値に基づき、健康リスクの度合いが、低いリスク者、中程度のリスク者、高いリスク者に区分され、一定期間、リスク度に応じた保健指導がなされます。2年目にあたる平成21年度の実施計画としては、各事業所から法定健診のデータをお借りし、特定健診データを抽出する作業があります。しかし、法定健診の実施時期にバラツキがあるため、当面は4月～9月に実施した事業所からデータを受領し、階層化を行います。

このようななかで、高いリスクの方へ特定保健指導を実施する予定です。



以上が平成21年度の実施計画となります。
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

柔道整復師(整骨院・接骨院)での 施術内容等の照会について協力ください

健康保険組合では、皆様からいただいた保険料を有効に活用するため、健康づくり事業や医療費低減施策を行っておりますが、年々医療費は増加傾向にあります。

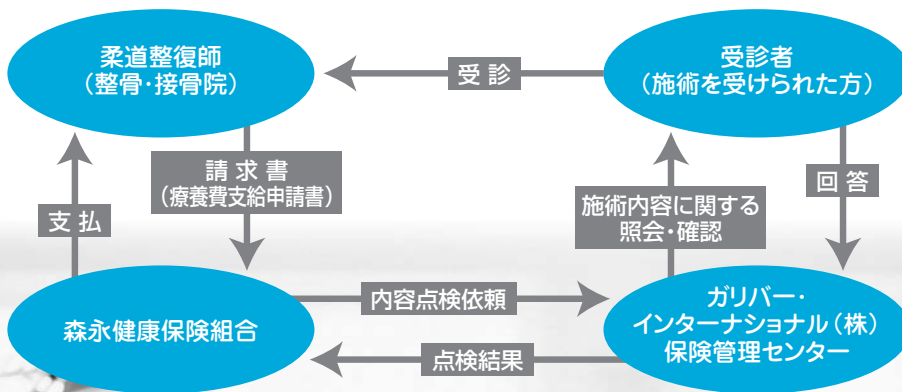
この度「医療費適正化」の一環として、皆様が柔道整復師(整骨院・接骨院)で受診されました施術内容・施術経過・負傷原因等を外部機関に委託し、照会させていただきますことになりました。

この照会は、柔道整復師からの請求内容が適正であることを確認するためのものであり、**点検機関(ガリバー・インターナショナル(株) 所在地:東京都中央区)**に健康保険組合が業務委託しております。点検機関より皆様へ、確認のための照会文書「柔道整復師(整骨院・接骨院)での受診に伴う確認について」を送付させていただきますこととなります。封書が送られてきましたら、回答をご記入のうえ期限までに必ず「保険管理センター」宛にご返送ください。この照会は、受診した数カ月後の送付になりますので、確認のためにも領収書等の保管をお願いいたします。

なお、平成17年度4月施行の個人情報保護法に基づき、ご回答いただきました内容につきましては、委託先との間で「整復師に確認する際の資料としてのみ使用する」旨の契約を交わしております。

今後とも、健康保険組合の事業運営にご理解とご協力をお願いいたします。

【照会文書発送から回答までの流れ】



ご不明な点は
下記までお問い合わせください。
森永健康保険組合
Tel. 03-3454-2326
Fax. 03-3457-1315

実施予定
6月請求分
より

けんぽ 掲 示 板

2009 April , spring



年に1回は 健診を受けましょう!

当健保組合が実施している健診には、いくつかの種類があります。

- ①会社が実施する「法定健診」は法律で決められています。従業員（被保険者）の方は必ず受診しましょう。
- ②30歳以上の本人・家族を対象とした「人間ドック」は、全国に約190カ所ある健診機関と独自に契約し、実施しています。
- ③同じく独自に実施している「郵送検診」は、自宅にしながら生活習慣病や大腸がん検査および子宮頸がん検査が受けられることから、多くの方に利用されています。
- ④平成20年からスタートした「特定健診・特定保健指導」は、健康保険組合に実施が義務付けられました。40歳以上の本人・家族を対象とし、生活習慣病（糖尿病等）の撲滅、医療費の削減を図ることを目的としています。健康管理のため「法定健診」、「人間ドック」、

「郵送検診」、「特定健診」のいずれかを受診しましょう。



平成20年度からスタートした 特定保健指導の スタッフ紹介

20年度はモデル事業所を設定し、特定保健指導の取り組みを進めてきました。このようななかで、当健保組合は特定保健指導のアウトソーシングを図り、全国をカバーできる2社と契約を行いました。

今回は、本社部門を担当する「株式会社保健教育センター」スタッフをご紹介します。



左側から当健保組合の事務長／石川
保健教育センターの管理栄養士／小澤
当健保組合の担当者／鹿島



ご存知ですか？

人間ドック・脳ドックの費用負担

人間ドックの費用負担について

現在、当健保組合では全国に約190カ所ある人間ドック機関と契約を交わしています。契約料金について、ドック機関によって違いはありますが、全国平均では1人当たり約40,000円です。

このうち、 みなさん(受診者)が 負担する費用は、	被保険者 (本人) の方	契約料金の15% 個人負担は $40,000 \times 15\% = 6,000$ 円となります。 残りの $40,000$ 円 $-6,000$ 円 $=34,000$ 円は 健保負担 となります。
	被扶養者 (家族) の方	契約料金の20% 個人負担は $40,000 \times 20\% = 8,000$ 円となります。 残りの $40,000$ 円 $-8,000$ 円 $=32,000$ 円は 健保負担 となります。

脳ドックの費用負担について

脳ドックは、人間ドックのオプションとなり、単独での受診はできません。また、人間ドックと脳ドックの併設機関となることから、受診できる医療機関の数は少なくなります。契約料金について、ドック機関によって違いはありますが、全国平均では1人当たり約30,000円です。

このうち、 みなさん(受診者)が 負担する費用は、	被保険者 被扶養者 とも	契約料金の50% 個人負担は $30,000 \times 50\% = 15,000$ 円となります。 残りの $30,000$ 円 $-15,000$ 円 $=15,000$ 円は 健保負担 となります。
---------------------------------	--------------------	--

※脳ドックは毎年受ける必要はないといわれていますので、受診該当時期にご検討ください。

個人負担が人間ドックの総費用と思われている方が多いようです。健康管理のため、人間ドックおよび脳ドックを有効に利用してください。

なにかと

春は異動の多い時期です! 5日以内に「異動届」提出を

春はなにかと異動の多いシーズンです。お子さんがめでたく社会人として新たなスタートを切られるというご家庭もあるでしょう。社会人となったお子さんは「当健保組合の被扶養者」から「就職先の健保組合の被保険者」に変わります。こうした場合は、お子さんを当健保組合の被扶養者から外す手続きをしなければなりません。

異動があったときは、5日以内に「被扶養者【異動届】」に保険証を添えて、事業主経由で当健保組合へ提出してください。



次のような場合も
届出が必要に
なります。

- ①後期高齢者医療制度へ移行される方
- ②配偶者がパートなどの仕事を始め、被扶養者※の範囲を超える収入を得たとき
※被扶養者として認められる収入は、年収が130万円未満(60歳以上または障害者の場合は180万円未満)です。
- ③扶養していた父母が他の兄弟などに扶養されることになったとき

これ以外にも、年金受給開始時や失業給付受給開始時にも届出が必要です。詳しくは、当健保組合にお問い合わせください。